

飼料の管理基準を超過した場合の対応（案）

事業者が、これまでと同様の工程管理により、飼料を適切に製造していたにもかかわらず、輸入先国の天候変動等により、やむを得ず管理基準を超過した飼料が製造された場合、基本的には、以下の考え方にに基づき、当該飼料の給与停止等の要否を判断する。

1. 基本的な考え方

- (1) 事業者からの報告^(※)や独立行政法人農林水産消費安全技術センター（FAMIC）等の立入検査によって、管理基準を超過した飼料が確認された場合、国は、飼料の給与停止等の要否判断に必要な現場の状況（当該飼料の給与形態、給与期間、給与対象家畜のステージ、生産される畜産物等）を早急に確認する。

(※) 今般の通知改正において、工程管理における自主検査等により、管理基準を超過した飼料の流通が確認された場合、事業者は国へ速やかに報告することになっている。

なお、管理基準の値は、これまで得られた通常時における飼料中の有害物質の含有実態調査結果に ALARA (As Low As Reasonably Achievable) の原則を適用し、家畜及び消費者の健康が保護できる範囲内で、できる限り低く設定されている。

- (2) 国は、(1) の情報に基づき、これまでに得られた国内外の科学的知見から、畜産物を介した人への健康影響及び家畜に対する健康影響を検討し、管理基準の超過の程度が、人や家畜において健康上重大な問題が生じる可能性があると考えられる場合には、農業資材審議会の意見を速やかに聴取し、飼料安全法第 23 条（飼料等の製造等の禁止）適用の要否を判断する。
- (3) 国は、法 23 条の適用を要しない場合と判断された場合にあっては、判断の基となった参考情報を事業者へ提供し、事業者がその情報を基に畜産農家の意向を確認し、当該飼料の取扱いを判断するよう促す。
- (4) また、管理基準を超過した飼料については、超過の程度に関わらず、有害物質の低減対策が十分に機能していなかった可能性が高いことから、国は、事業者に対して、超過した原因を十分に確認し、実効性がある改善策が講じられるよう指導する。

- (5) この他、配合飼料を製造する前の飼料原料又は混合飼料の段階で、管理基準を超過したものが確認された場合は、配合飼料の製造段階で基準を確実に下回るよう、国は、事業者に対して、その他の飼料原料中に含まれ得る有害物質にも十分注意しながら、配合割合を調製するなど、必要な管理措置が確実に講じられるよう指導する。

ただし、飼料原料又は混合飼料において、高レベルの汚染が認められ、必要な管理措置を講じることが困難など、人や家畜において健康上重大な問題が生じる可能性があると考えられる場合には、農業資材審議会の意見を速やかに聴取し、法 23 条適用の要否を判断する。

2. 法 23 条適用の要否判断に関する基本的な考え方

以下の 3 つのグループに分類した上で、有害物質の人や家畜への影響やその特性等を考慮し、当該飼料の給与停止等の要否を国が判断。

グループ①: 畜産物に基準値がある有害物質

グループ②: 畜産物に基準値はないが、蓄積性のある有害物質

グループ③: 畜産物に基準値がなく、蓄積性のない有害物質

注) ここでは、食品衛生法又は通知で定められている厚生労働省の食品の規格基準等の値を「基準値」とした。

①畜産物に基準値がある有害物質

1) 対象物質

(ア) アフラトキシン (AF)

- ・ 乳牛用以外の家畜用配合飼料 : AFB₁ として 0.01 又は 0.02 mg/kg
- ・ 食品 : 総 AF (B₁, B₂, G₁, G₂ の合計) として 10 µg/kg (0.01 mg/kg)

(イ) メラミン

- ・ 飼料 (尿素を除く) : 2.5 mg/kg
- ・ 食品 : 2.5 mg/kg

(ウ) 残留農薬

- ・ 粳米、稲わら及び稲発酵粗飼料 : 農薬成分ごとに異なる値
- ・ 畜産物 (筋肉、脂肪、肝臓等) : 農薬成分ごとに異なる値

2) 考え方

管理基準を超過した飼料については、当該飼料とともに給与される他の飼料も含めた飼料全体の当該有害物質の濃度が、畜産物の基準値が遵守できることが確認された最大濃度、又は家畜への健康影響が現れないことが確認された最大濃度 (飼養試験結果等から算出) を超過する場合は、法 23 条の適用対象とする。

なお、残留農薬については、国産飼料が管理基準を超過した場合は、農薬の使用基準が遵守されていなかった可能性があることから、農薬対策室へ速やかに情報提供する。

②畜産物に基準値はないが、蓄積性のある有害物質

1) 対象物質：重金属等（カドミウム、鉛、水銀、ひ素）

我が国では、重金属等について、配合飼料等の飼料を対象に管理基準（0.4～15 mg/kg）が設定されているが、畜産物の基準値は設定されていない。

また、これらの有害物質は、コーデックス一般規格において、TDI（耐容一日摂取量：毎日一生摂取し続けても、人に対する健康への悪影響がないと推定される一日当たりの摂取量）が設定できない蓄積性のある物質と定義。

2) 考え方

管理基準を超過した飼料については、当該飼料とともに給与される他の飼料も含めた飼料全体の重金属等濃度が、各基準と OECD フィードテーブルを基にした給与割合から想定される飼料全体の最大摂取濃度（畜産物を介した重金属等の人の摂取量が増加しない範囲内）、又は家畜への健康影響が現れないことが確認された最大濃度（飼養試験結果等から算出）を超過する場合は、法 23 条適用の対象とする。

③畜産物に基準値がなく、蓄積性のない有害物質

1) 対象物質：デオキシニバレノール（DON）及びゼアラレノン（ZEN）

我が国では、DON・ZEN について、給与される飼料を対象に管理基準（1～4 mg/kg）が設定されているが、畜産物の基準値は設定されていない。

また、これらの有害物質は、コーデックス一般規格において、TDI が設定できる蓄積性のない物質と定義。

2) 考え方

管理基準を超過した飼料については、当該飼料とともに給与される他の飼料も含めた飼料全体の DON・ZEN 濃度が、食品を介した DON・ZEN の人の一日当たりの推定摂取量が TDI 以下となることが確認された最大濃度、又は家畜への健康影響が現れないことが確認された最大濃度（飼養試験結果等から算出）を超過する場合は、法 23 条適用の対象とする。

なお、豚については、DON・ZEN に対する感受性が高いとするデータもあることから、豚用飼料が管理基準を超過した場合は、食欲の減退等、豚の健康状態にも十分に留意しつつ、法 23 条適用の要否を判断する。

飼料の有害物質に関する管理基準の概要

種類	有害物質名	対象となる飼料	基準 (mg/kg)	(参考) 厚労省に おける畜産物の 基準値の有無
重金属等	鉛	配合飼料、乾牧草	3	無
		魚粉、肉粉、肉骨粉	7	
	カドミウム	配合飼料、乾牧草	1	
		魚粉、肉粉、肉骨粉	3	
	水銀	配合飼料、乾牧草	0.4	
		魚粉、肉粉、肉骨粉	1	
	ひ素	配合飼料、乾牧草	2	
		稲わら	7	
		魚粉	15	
		肉粉、肉骨粉	7	
かび毒	AFB ₁	成畜用配合飼料(乳用牛用以外)、とうもろこし	0.02	有
		幼畜用配合飼料	0.01	
	DON	飼料(下記以外)	1	無
		飼料(3か月以上の牛用)	4	
	ZEN	飼料	1	
その他	メラミン	飼料(飼料原料を含む)	2.5	有
残留農薬	農薬(73成分)	稲わら、稲発酵粗飼料、粃米	成分の対象ごとに設定	有

- ・グループ1: 畜産物に基準値がある有害物質
- ・グループ2: 畜産物に基準値はないが、蓄積性のある有害物質
- ・グループ3: 畜産物に基準値がなく、蓄積性のない有害物質